



発行 東京都

目次

55

条例

○東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)…
○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)…

条例のあらまし

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第九六号)

- 一 町田市における町区域の変更に伴い、東京都立成瀬高等学校の位置を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第九七号)

- 一 江戸川区における町区域の変更に伴い、警視庁小松川警察署の管轄区域の表示を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条例

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第九六号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の部同成瀬高等学校の項位置の欄を次のように改める。

— 同 成瀬七丁目四番一号 —

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年六月十六日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第九七号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一警視庁小松川警察署の項管轄区域の欄中「、下鎌田町」を削り、「西瑞江一丁目、同二丁目、同三丁目」を「同四丁目、西瑞江三丁目」に改め、「東瑞江二丁目、同二丁目」の下に「、同三丁目」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。